

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る
行政相談

2. 日時：令和4年4月21日（木）13時30分～14時25分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、井上技術研究調査官

検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 環境技術開発センター 副センター長 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 施設保安管理課 マネージャー 他1名

5. 議事要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料に基づき、大洗廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請等について、以下の説明があった。

①β・γ焼却装置制御設備の更新及び管理機械棟の耐震補強の2件の工事について、設計条件及び設計仕様を変更するものではないことから、設工認申請不要として工事を行いたい。

②大洗研究所の運転廃棄物が満杯になる可能性が生じた場合には、一部使用承認を得て段階的に対象施設を使用したい。設工認申請書への記載等の手続きについて確認したい。

(2) 原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

①について

・2件の工事について、既許可申請書及び既認可の設工認申請書の記載に変更を要しないか具体的に示すこと。

②について

・一部使用承認を受けようとする場合の手続きについて、事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第7条の規定に基づき、使用前確認申請書にその使用する期間、方法及び一部使用承認が必要な特別な理由を添えて申請する必要がある。なお、設工認申請書にこれらの事項を記載する必要はない。

・運転廃棄物が満杯になる時期が明確になった際に、施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別な理由等の事項について

て、改めて説明すること。

(3) 原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 廃棄物管理施設の設工認に係る行政相談について